

ご注文ありがとうございます。この注文書に必要事項をご記入いただき当社まで FAX をお送下さい。  
御社にご異存がなければ、この注文書を契約書とさせていただきます、注文請書を FAX させていただきます。  
このご注文は\_\_\_\_\_が承りました。

住 所 東京都大田区大森北 2—6—11 第 2 竹虎ビル 302

FAX 03-3767-6483 警備部 電話 03-5753-6163

株式会社 倉 甲 代表取締役 出倉 眞理

## 注 文 書 発注日 平成 年 月 日

警 備 内 容	交通誘導 ( <input type="checkbox"/> 歩行者誘導 <input type="checkbox"/> 車両誘導 <input type="checkbox"/> 片側交互通行 ) (その他 _____ )		
実 施 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 雨天中止 ・ <input type="checkbox"/> 雨天決行 ) ★ 報告は「警備報告書」によって行う		
開 始 時 間	時 分	終了予定時間	時 分
派 遣 人 数	名 _____ ★ (資 格) 警備業法に基づく教育終了者		
派 遣 条 件	拘束 9 時間(但し、1 時間の休憩を含む)、9 時間を過ぎると残業単価(125%)適用 残業は 30 分単位で計算。 キャンセル料は日勤の場合は開始時間の 2 時間前、夜勤の場合は 4 時間前までにご 連絡いただければ無料とし、規定時間を過ぎますと発注金額の半額となります。		
現 場 住 所	都 区 _____ 県 市 _____		
現 場 責 任 者	氏名 _____ ( _____ )	携 帯	_____
発 注 金 額	1 名单価 _____ 円 合計 _____ 円		(但し、消費税別途)
支 払 条 件	<input type="checkbox"/> 請求書到着後、10 日以内に銀行送金にて支払う。		
発 注 会 社 名	_____	担 当 者 名	_____ ( _____ )
請 求 先 住 所	_____		
電 話	_____	F A X	_____
未記入事項	★服装 ★機器 ★事故の処置 ★再委託 ★免責 ★損害賠償等に関しては HP (お問合せ) に記載の通りとします。( <a href="http://www.kurakoh.com">http://www.kurakoh.com</a> ) 苦情等は警備部の本契約担当者までご連絡下さい。		
備考	_____		

★今後、継続してご発注いただける場合は、別途契約を締結させていただきます、単価、支払条件等は  
ご相談に応じさせていただきます。

ご注文誠にありがとうございます。

## 契約書未記入事項

注文書(契約書)に記載されている未記入事項の詳細については、下記の通りとなりますので、必ず内容をご覧いただきまして、ご承諾の上でご契約下さい。

### 「警備員の服装」

- ★ 原則として、当社が東京都公安委員会に提出している服装。

### 「警備業務を実施するために使用する機器及び各種資材」

- ★ 交通誘導業務に必要な手旗、誘導灯、及び無線機。

### 「警備実施場所における負傷者等の事故発生時の措置」

- ★ 教育時における措置要領に基づき措置する。

### 「報告方法、頻度及び時期、その他依頼者への報告に関する事項」

- ★ 事故等の報告事項が発生すればその都度口頭及び電話により報告する。
- ★ 問題なく警備が終了したならば、当社指定の「警備報告書」を依頼者に提出する。

### 「警備業務の対価の補足」

- ★ 当社が一旦警備業務を開始した後は、天候等により当社の責任以外の事由により、依頼者が契約した警備業務を途中で中止した場合でも、依頼者は契約書記載の対価は支払うこととする。

### 「警備業務の再委託に関する事項」

- ★ 止むを得ない事由により、当社の提携会社より人員を派遣する必要があるが、依頼者はこれを承諾する。  
上記の場合でも、警備、契約に関する責任は当然当社が負うこととする。

### 「その他」

- ★ 注文書（契約書）に記載のない事項が発生した場合は、両者とも誠意を持って協議して解決することとする。
- ★ 注文書（契約書）などで、ご質問等がございましたら警備本部までご連絡下さい。

## 「免責に関する事項及び損害賠償の範囲、その他の損害賠償に関する事項」

第1条 当社が契約に基づき、業務を実施中に当社の責に帰すべき事由に起因して、依頼者及び依頼者の従業員並びに依頼者の敷地内に入出入りする善良なる第三者の身体または財物に損害を与えた場合、当社は客観的に承認された損害額証明に基づき、次に掲げる金額を限度として賠償の責に任ずる。

**対人・対物 1事故 1億円 (保険期間中 1億円まで)**

第2条 依頼者が前述した規定に基づき、当社に対して賠償の請求を行う場合は事の発生の日から7日以内に、乙に対して書面をもって行わなければならない。

- 2 依頼者が前項の請求を怠った場合は、当社は依頼者に対する賠償の責に任じない。
- 3 依頼者が前述した請求を行う場合は、その損害が乙の責に帰すべく事由に起因して生じたものであることを証明しなければならない。

第3条 当社は直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由に起因して生じた損害については賠償の責に任じない。

- ① 第2条第2号ないし、3号に掲げた事由に起因する損害。
- ② 火災、破裂または爆発等に起因する損害。
- ③ 依頼者または依頼者の使用人の故意、若しくは過失により第三者に与えられた損害。
- ④ 契約書に記載の警備任務に具体的遂行方法が明示のない事項にかかわる損害。
- ⑤ 駐車場に駐車している不完全管理の車両についての損害。
- ⑥ 運行中の車両について、運転手の法令違反、運転未熟、粗暴運転並びに車両の欠陥に起因する損害。
- ⑦ 建造物、施設若しくは物品等自体の欠陥に起因する損害。または依頼者の管理上の欠陥に起因する損害。

第4条 依頼者は当社の責任に帰すべく事由に起因して、警備対象に事故が発生した場合といえども警備対象を保険の目的とする火災保険、盗難保険、その他物的損害を填補する保険を附保しているときは、その保険で填補される損害額については、当社に対して賠償請求を行わないものとする。

以上

平成26年4月12日